

御杖村ソーシャルメディア利用ガイドライン

1. 制定の目的

このガイドラインは、御杖村職員が職務又はプライベートでソーシャルメディアを利用するにあたっての指針として制定します。

2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、フェイスブックやツイッター等のように、インターネット上のサービスを利用して、利用者が情報発信し、あるいは相互に情報のやりとりができる情報伝達媒体のことをいいます。

3. 業務としての使用に関する事項

(1) 適用範囲

業務として広報広聴等を行うことを目的とし、御杖村の公式アカウントを取得し利用する課等、あるいは業務としてその運用を委託された業者及び村所有施設の指定管理者等に対して適用されます。

(2) 基本ルール

① 運営主体・方針を明らかにする

ソーシャルメディアの運営は、原則として所属単位で当該ソーシャルメディアの運営者が発行するアカウントを取得して行うこととします。ただし、利用者の便宜を図るために必要と認められる場合は、複数の所属に共通するテーマ等を定めた上で一つのアカウントを取得し、運用することも可能とします。

② 利用開始の事前申請

アカウント作成時は、担当者と管理者を定め、事前にアカウントの利用目的等を明らかにし、ソーシャルメディア利用開始申請書(第1号様式)により広報担当課の承認を受けるものとし、承認を受けた公式アカウントについては村のホームページに掲載します。

③ 運用方針と利用規約の定め

ソーシャルメディアを運用しようとする所属長は、あらかじめ運用方針及び利用規約(以下「運用方針等」という。)をアカウントごとに定め、その内容を広報担当課に報告するものとします。

④ 運用方針は、運用を行うに当たって周知すべき事項を定めるものであり、次に掲げる事項について定めなければなりません

- ・ ソーシャルメディアによる情報発信を行う目的
- ・ 運用するソーシャルメディアの種類
- ・ アカウント名、URL 及びアカウント運用者(所属)名
- ・ ソーシャルメディアによる情報発信の内容

- ・ ソーシャルメディアの運用方法(運用時間、意見や質問への対応方法など)
- ・ 個人情報に関する取扱い

⑤ 利用規約は、利用者があらかじめ同意することが必要な事項について定めるものであり、次に掲げる事項について定めなければなりません

- ・ 利用上の遵守事項
- ・ 知的財産権の帰属
- ・ 免責事項

⑥ 村の公式アカウントであることを心がける

公式アカウントにおける情報発信では、御杖村の代表であることの自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がけてください。また、意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正する等、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。なお、キャラクターを用いた情報発信においても同様とします。

⑦ 寄せられたコメントへの対応

ソーシャルメディア上での議論を傾聴し、真摯に受け止めること。コメントへの対応には細心の注意を払ってください。専ら情報発信を行う場合は、プロフィール欄等にその旨を掲載してください。

⑧ 法令・規則・守秘義務の遵守

地方公務員法等関係法令をはじめ、御杖村個人情報保護条例及び御杖村セキュリティポリシー等を遵守してください。

また、個人が特定できる写真や映像、文書等を投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業等に了解を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意してください。

(3) 禁止事項

① 村の公式見解でない情報及び秘密情報の発信

村の公式見解でないもの(意志形成過程にある政策等)は発信してはいけません。取扱いについては細心の注意を払い、勝手な言及や、憶測含みの発言は厳に慎んでください。噂や未発表の事柄について尋ねられた場合も同様とします。また、業務上知り得た個人情報や機密情報、御杖村のセキュリティを脅かす恐れのある情報等は、発信してはいけません。

② 誤解をまねく発信

発信する情報は正確を期すとともに、その内容について誤解を招かないよう留意してください。

③ 発信してはいけない情報

- ・ 個人又は団体を中傷し、又は誹謗する情報
- ・ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
- ・ 違法・不当な情報又は違法・不当な行為を煽る情報
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とした情報又は選挙活動を目的とした情報
- ・ 職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- ・ 信憑性・信頼性のない情報、又は噂や風評等を助長させる情報
- ・ 閲覧者に損害を与えようとしたり、わいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- ・ その他公序良俗に反する情報

4 プライベートの使用に関する事項

(1) 適用範囲

この指針は、御杖村職員としての身分を有する者(会計年度任用職員、派遣先団体に派遣されている職員、他団体から御杖村に派遣されている職員を含む。)が、個人の立場でソーシャルメディアを利用する場合に適用されます。

(2) 基本ルール

① 常に自覚と責任を持ち良識ある言動を心がける

ソーシャルメディアの利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重しますが、情報を発信する場合には、御杖村職員としての自覚と責任を持ち良識ある言動を心がけてください。

② トラブルへの対応

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正する等、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。

また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合は、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。

③ 法令・規則・守秘義務の遵守

地方公務員法等関係法令及び職員の服務に関する規定等を遵守してください。また、個人が特定できる写真や映像、文書等を投稿する場合は本人や所属団体、企業等の了解を得る等、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意してください。

(3) 禁止事項

① 秘密情報の発信

業務上知り得た個人情報や機密情報、御杖村のセキュリティを脅かすおそれのある情報等は、発信してはいけません。

業務について発信する場合は、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意し、勝手な言及や憶測含みの発信をすることは厳に慎んでください。

② 発信してはいけない情報

- ・ 個人又は団体を誹謗中傷する内容や他人に不快又は嫌悪の念を起こさせる情報
- ・ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
- ・ 違法・不当な情報又は違法・不当な行為を煽る情報
- ・ 職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- ・ 信憑性・信頼性のない情報、又は噂や風評等を助長させる情報
- ・ 閲覧者に損害を与えようとしたり、おいせつな表現を含んでいる等、不適切な内容を掲載するサイトに関する情報
- ・ その他公序良俗に反する情報

③ 業務中の利用

職員には職務に専念する義務が課せられているため、出張中の移動時間や超過勤務時間も含め、就業時間中にプライベート利用(発信)してはいけません。

④ 業務上支給されている端末を用いて発信をしてはいけません。

⑤ その他

このガイドラインに定めるもののほか、各ソーシャルメディアのアカウントの設置・運用に関することは別に定めます。

付則

このガイドラインは、令和2年7月1日から施行する。